

指定特定相談支援事業 (計画相談支援)

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

指定特定相談支援の概要

障害者総合支援法における 指定特定相談支援事業

障害者総合支援法における指定特定相談支援事業は
基本相談支援と計画相談支援を行う事業です。



基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することです。

ようするに

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者による

相談支援の基本的な業務と言えます。

例：サービス利用前の相談やモニタリング時以外の日頃のやり取りや相談対応など

計画相談支援

障害のある人、一人ひとりが豊かな生活を実現するため、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより決め細かく支援することです。

具体的には

サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）や
継続サービス利用支援（モニタリングの実施）等を行います。

障害福祉サービスにおける 計画相談支援の位置づけ

市町村

障害者総合支援法に基づくサービス

介護給付

- ・居宅介護
- ・生活介護
- ・重度訪問介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・行動援護

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補装具

地域相談支援給付

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談支援給付

- ★サービス利用支援
- ★継続サービス利用支援

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・コミュニケーション支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・日常生活用具
- ・日中一時支援
- ・広域支援
- ・人材育成
- 等

都道府県

計画相談支援の対象サービス

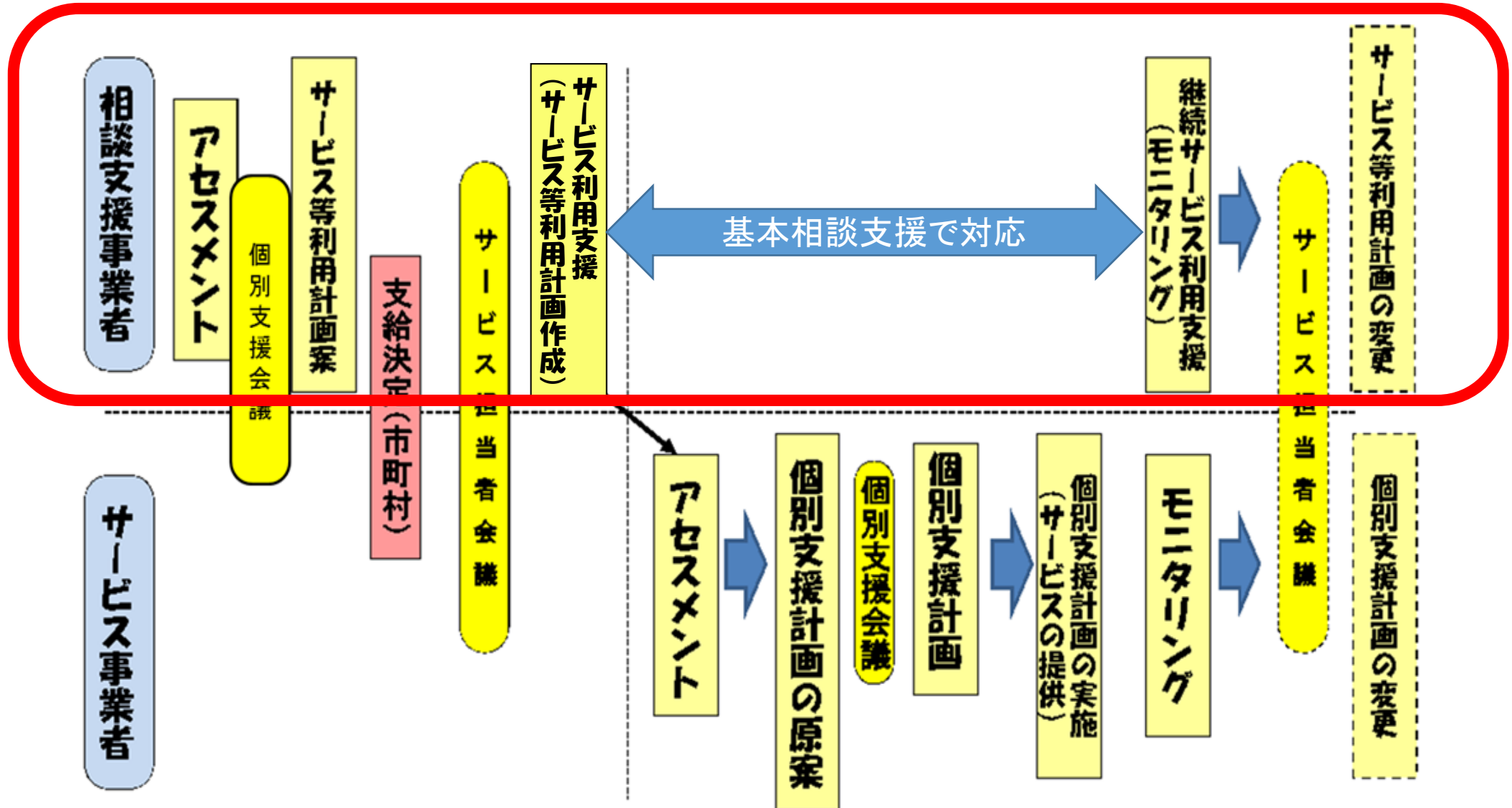
計画相談支援は、介護給付（居宅介護や生活介護など）、訓練等給付（就労継続支援（A型・B型）、グループホーム、自立生活援助など）、地域相談支援給付（地域移行支援、地域定着支援）を利用される方が対象です。

地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）のみを利用する場合は計画相談支援の対象とはなりません。

また、児童福祉法に基づくサービス（放課後等デイサービスなど）を利用する場合は、「障害児相談支援（※）」が対象となります。

※障害児相談支援を行う場合は計画相談支援とは別に指定が必要です。

計画相談支援のプロセス



相談支援事業者

アセスメント

個別支援会議

サービス等利用計画案

支給決定(市町村)

サービス担当者会議

サービス利用支援
(サービス等利用計画作成)

基本相談支援で対応

継続サービス利用支援
(モニタリング)

サービス担当者会議

サービス等利用計画の変更

サービス事業者

アセスメント

個別支援計画の原案

個別支援会議

個別支援計画

個別支援計画の実施
(サービスの提供)

モニタリング

個別支援計画の変更

サービス利用支援 (サービス等利用計画の作成)

生活全体を通じた本人の希望や目標、希望を実現するための課題や必要な社会資源(制度・サービスなど)を記載したサービス等利用計画を作成します。

サービス等利用計画は・・・

- ◆ 人生の設計図となるもの → 本人の人生を支える
- ◆ 生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示すもの → 支援する人の共通理解を形成
- ◆ 障害福祉サービス等の必要性を見立てたものであり支給決定の根拠(勘案資料)となるもの → 行政として支える

⇒ 本人と支援者等が同じ方向を向いて支援していくべき指針

継続サービス利用支援 (モニタリングの実施)

サービス利用開始後、一定期間ごとに本人の生活全体の状況を確認した上で、サービスの継続利用等の適性を判断し、モニタリング報告書等を作成します。

本人の希望や今後の生活全体の目標等を含めて作成した「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を関係機関とともに、モニタリングを繰り返すことでアセスメントが深まり、計画の微調整や軌道修正等を行い、本人の希望等の実現に向けた支援が可能となります。

ケアマネジメントとは、常に変化する利用者や環境に対応していく動的プロセスであり、修正や変更の必要がない完璧な計画はありません。

計画相談支援事業の人員基準

計画相談支援における人員基準

従業者	要件
管理者 (資格不要)	1名 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※当該事業所の相談支援専門員との兼務が可能 ※障害児相談支援事業所との兼務が可能
相談支援専門員 (要相談支援専門員資格)	1名以上 ※当該業務に支障がない場合は、他事業との兼務が可能 ※障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助事業所との兼務が可能 ※当該事業所の開所時間には必ず1名以上の配置が必要 ※常勤・非常勤の別は問わない

相談支援専門員の資格

相談支援専門員として活動するためには、

実務経験要件と相談支援従事者研修の修了が必要です。

実務経験要件

- 相談支援業務：5年以上 又は 直接支援業務：10年以上

相談支援従事者研修修了

- 相談支援従事者初任者研修修了（5年毎に現任研修を受講）

※実務経験要件については、有資格者等の場合、短縮することが可能です。

相談支援専門員の兼務について

国の基準では、相談支援専門員が業務に支障がない場合で、他事業と兼務するとき、兼務先の事業所の利用者に対して、モニタリング等を行うことは出来ません。

ただし、横浜市では相談支援専門員が不足している状況を受け、その他市町村がやむを得ないと認める場合の特例として、直接支援に携わらない利用者については、モニタリング等を行うことを可能としています。

※上記の取扱いは特例的な措置です。今後、取扱いが変更になる可能性があることをご留意ください。また、基本的には、公正中立な立場を確保する観点から国基準が望ましいです。

相談支援専門員の兼務について



相談支援専門員Aさん

- ・サービス提供事業所Bと兼務
- ・サービス提供事業所Bでは利用者①と②に対し直接支援を担当

サービス提供事業所B



利用者① 利用者② 利用者③ 利用者④

<国の基準>

利用者①、②、③、④すべてに対してモニタリング等ができません。

<横浜市特例>

利用者①、②に対してモニタリング等ができません。
利用者③、④に対しては直接支援を行っていないためモニタリング等ができます。

計画相談支援事業の報酬

計画相談支援における報酬体系

基本報酬

- サービス利用支援費（計画作成費）
- 継続サービス利用支援費（モニタリング費）

加算

- 体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算など）
- その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算など）

基本報酬について

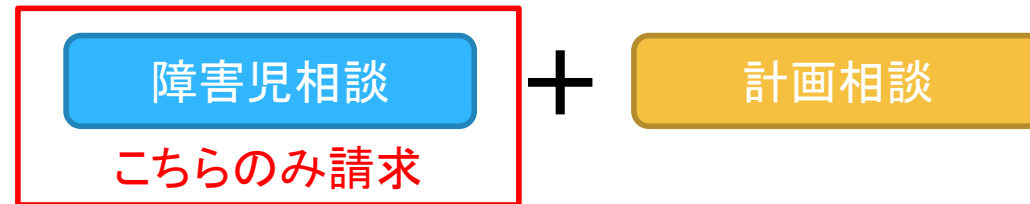
計画相談支援給付費の基本報酬は、サービス利用支援費（計画作成費）と継続サービス利用支援費（モニタリング費）の2種類です。

この2種類にそれぞれ、機能強化型と呼ばれる（Ⅰ）～（Ⅳ）の区分があり、それぞれ報酬単価が異なります。

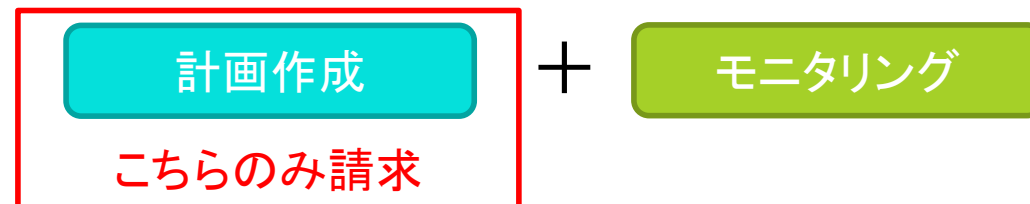
計画作成費	単位/月	モニタリング費	単位/月
サービス利用支援費（Ⅰ）	1,522単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,260単位
サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,864単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1,613単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,764単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1,513単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,672単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1,410単位
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,622単位	継続機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1,360単位

基本報酬について（補足）

計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施している利用者については、報酬算定は障害児相談支援のみとなります。



ひと月に計画作成とモニタリングを両方行った場合は、原則、計画作成費（サービス利用支援費）のみの請求となります。



機能強化型サービス利用支援費について

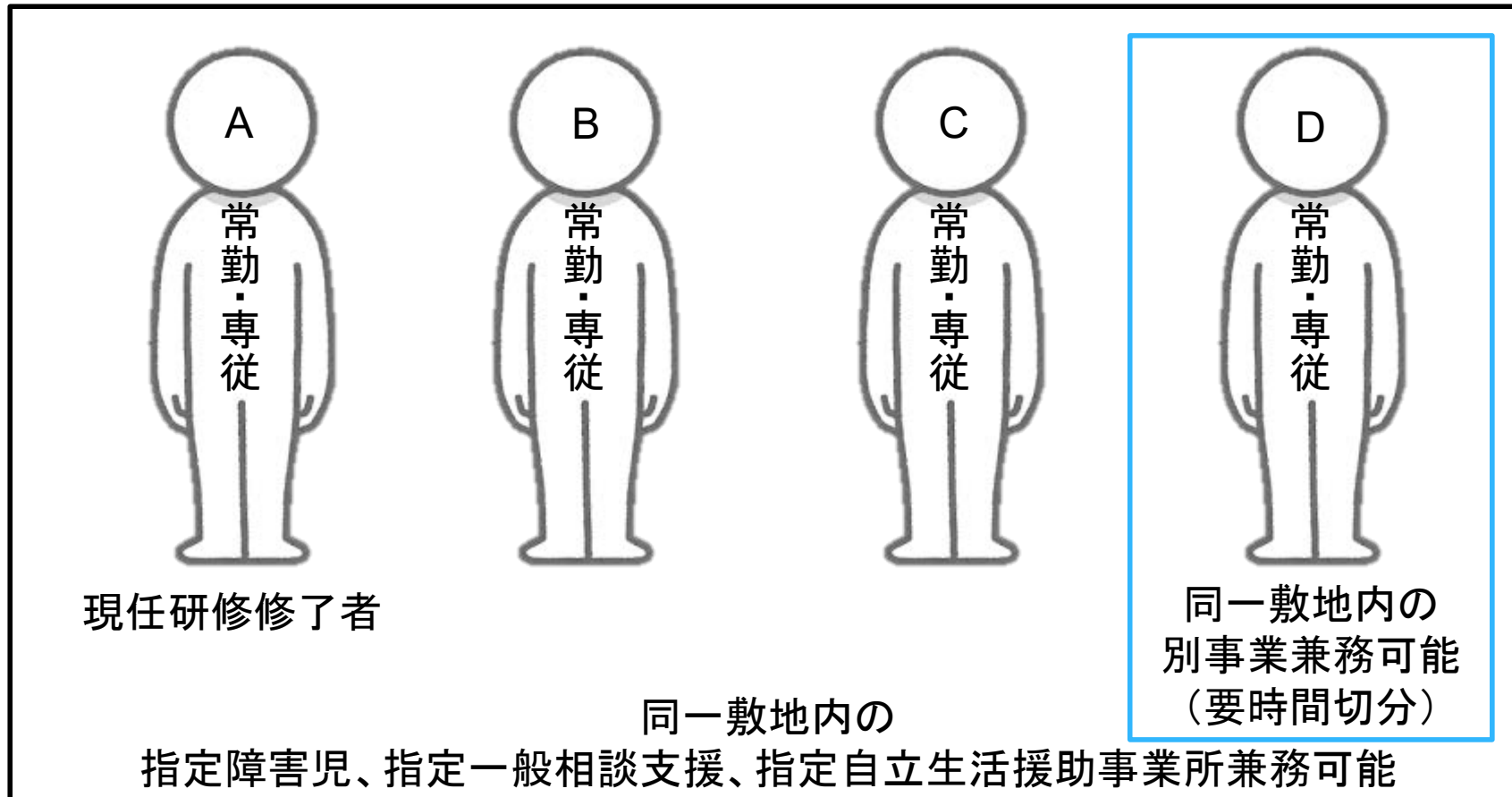
機能強化型（継続）サービス利用支援費とは、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

算定するためには、各区分で定められている、人員配置要件並びに会議を定期的に行っていることや研修実施、困難ケースの受入、基幹相談支援センター等との連携などが求められています。

なお、一事業所で要件を満たすことが難しい場合は、常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置した上で地域生活支援拠点等を構成する他事業所との協働体制により要件を満たし算定することも可能です。

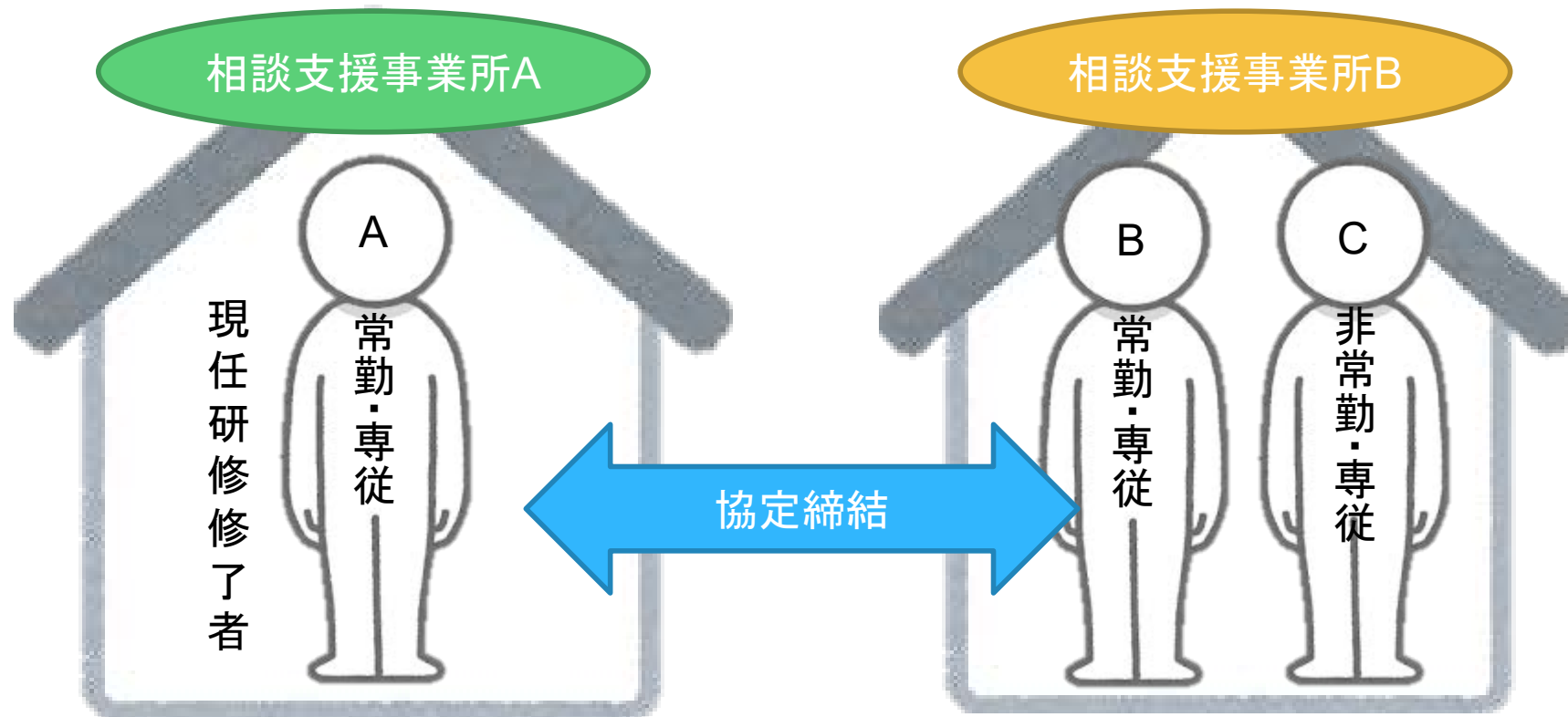
機能強化型サービス利用について

機能強化型（継続）サービス利用支援費（I）人員体制



機能強化型サービス利用について

協働による機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅲ）人員体制



※それぞれの事業所において常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置することが必要

加算について

要件を満たし体制届の事前提出必須！その上で算定可能！

体制加算

- 行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算
- ピアサポート体制加算、主任相談支援専門員配置加算

その他の加算

- 初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算
- サービス担当者会議実施加算、医療・保育・教育機関等連携加算 など

要件を満たした上で算定可能！

体制加算について

加算名	単位/月
行動障害支援体制加算	35単位
要医療児者支援体制加算	35単位
精神障害者支援体制加算	35単位
ピアサポート体制加算	100単位
主任相談支援専門員配置加算	100単位

体制加算を算定するためには、各加算で定められている研修を修了した相談支援専門員等の配置や各種要件を満たす必要があります。

その他加算について

加算名		単位
初回加算		300単位/回
退院・退所加算		200単位/回
医療・保育・教育機関等連携加算		100単位/月
サービス担当者会議実施加算		100単位/月
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算	情報提供以外	300単位/月
	情報提供	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算		100単位/月
集中支援加算		300単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算		700単位/回
地域体制強化共同支援加算		2,000単位/回
利用者負担上限額管理加算		150単位/回

横浜市の現状

相談系サービスの基本情報

横浜市には、現在、障害福祉サービスを利用している方は24,459名います。そのうち、計画相談支援の支給決定者数と事業所数は下記のとおりです。

支給決定者数：13,262名 事業所数：267ヶ所

【参考】

地域相談支援 事業所数：52ヶ所

自立生活援助 事業所数：36ヶ所

※いずれも令和3年4月時点

この数字が何か知っていますか？

10,000人

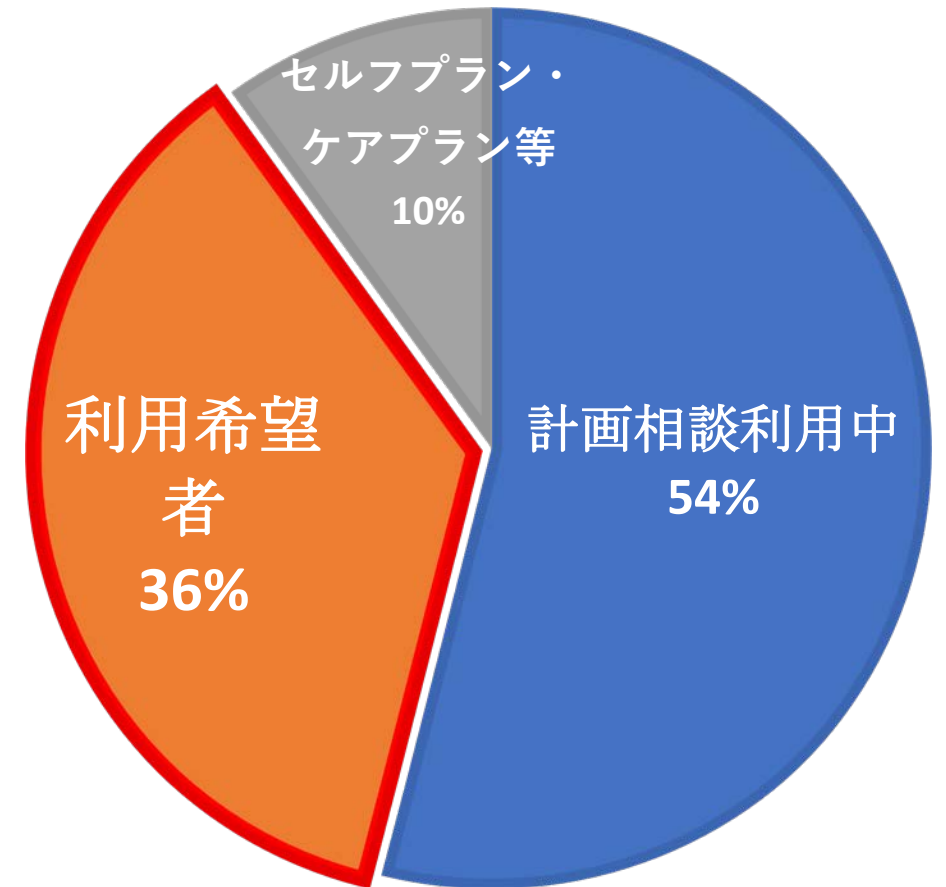
計画相談支援における課題

障害福祉サービスの利用者のうち、約半数は計画相談を利用していますが、残りの方には導入されていません。

そのうち、計画相談の利用を希望しているのに、契約先が見つからない方が、約10,000人います。(令和3年4月時点)

この約1万人の方に計画相談を導入することが目標です。

利用者状況内訳



計画相談支援推進の取組

横浜市では計画相談支援の推進に向けて下記の取組を行っています。

- 新規事業所開設支援（開設説明会や出張講座などの実施）
- 初任者研修及び各種相談支援研修の実施
- 各サービス事業所等及び利用者等への制度周知
- 既存事業所における受入可能状況調査の実施
- 区自立支援協議会の活用によるフォロー体制の強化 etc

目標達成に向け引き続き取り組んで参りますので
みなさまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

よろしくお願ひします



相談支援従事者研修について

「障害者相談支援従事者初任者研修（横浜市）」

実施時期：7月～11月（7日間） 受講料：12,000円

「横浜市相談支援研修Ⅰ」

実施時期：7月（2日間） 受講料：なし

※いずれも募集開始時期は例年、4月上旬～5月上旬です。

※4月初旬に「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせを掲載します

※資格取得には上記2つの研修を修了する必要があります。

お問い合わせ先

計画相談支援に関することで
ご不明な点等ございましたらお気軽に下記までご連絡ください!



横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566

E-mail:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

